

江東区環境基本条例

平成 10 年 12 月 15 日

条例第 48 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全に関する施策(第 8 条—第 19 条)

第 3 章 江東区環境審議会(第 20 条・第 21 条)

第 4 章 雑則(第 22 条)

附則

いま新たな環境問題があらわれ、その影響はさまざまなかたちで私たちのまちにも及んでいる。そして、累積する環境への負荷は、人類の生存基盤である地球の環境をもおびやかそうとしている。

私たちの江東区は、多くの水辺に恵まれており、その水辺は、幾多の変遷を経て独自の文化や伝統を育み、私たちにうるおいのある生活と環境をもたらしてくれている。

この水に代表される豊かな環境を、未来ある子どもたちに残したい——私たちの願いは、将来にわたって安心して住み続けられる、環境保全に配慮したまちづくりへと結実していかなければならない。そして、かけがえのない地球を守るために、共に行動し、地域の取組を地球全体へと広げていかなければならない。

このような決意のもとに、水と緑に彩られた、環境にやさしい都市の創造をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区、区民及び事業者の協働の取組及び責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の安全で健康かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全 地域及び地球の良好な環境を維持し、再生し、回復し、及び創出することをいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、公害をはじめとする環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、すべての区民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、次に掲げる都市像の実現を目的として行われなければならない。

(1) 環境に与える負荷の少ない都市

(2) 人と自然とが共生している都市

- (3) 健康で安全に暮らせる都市
- (4) 快適で文化的に暮らせる都市

4 地球環境の保全是、人類共通の課題として、区、区民及び事業者のあらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(平 16 条例 21・一部改正)

(パートナーシップの形成等)

第 4 条 区、区民及び事業者は、環境の保全に当たっては、パートナーシップ(適正な役割分担と密接な連携をいう。以下同じ。)の形成に努めなければならない。

2 区、区民及び事業者は、前項に定めるパートナーシップに基づき、次に掲げる事項について協働して取り組んでいかななければならない。

- (1) 環境の保全にかかわる情報を相互に提供し、又は意見を交換すること。
- (2) 地域における環境の保全に関する学習の推進に寄与すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境を保全するに当たって必要又は有効な事項

(区の責務)

第 5 条 区は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 区は、環境への影響が予想される施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 区は、区民及び事業者の自主的な環境の保全に関する活動への取組を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を推進する責務を有する。

4 区は、環境の保全に関する重要な計画等を策定又は変更するときは、区民及び事業者の意見を反映できる適切な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第 6 条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に取り組む責務を有する。

2 区民は、地域における環境の保全に資するよう自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。

3 事業者は、その事業活動に伴う環境の保全に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策

(環境基本計画)

第 8 条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

- 3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ江東区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に係る施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境白書を作成し、公表するものとする。

(施策の推進のための措置)

第10条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画と整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の意見の申出)

第11条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区に意見を申し出ることができる。

2 区は、前項に規定する申出があったときは、その意見を検討し、適切な措置を講ずるものとする。

(事業者への要請)

第12条 区は、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(誘導的措置)

第13条 区は、区民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置がとれるよう、誘導に努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 区は、環境の保全に関する情報を適切に区民及び事業者に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の推進)

第15条 区は、区民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(調査及び研究の実施等)

第16条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するために、環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第17条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

第18条 区は、環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策等について、国及び東京都その他

の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 19 条 区は、地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

2 区は、国及び東京都その他の地方公共団体と連携し、前項の施策の推進に関する国際協力に努めるものとする。

第 3 章 江東区環境審議会

(設置)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、江東区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 21 条 審議会の委員は、14 人以内とし、区長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にある江東区環境基本計画は、第 8 条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

附 則(平成 16 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

江東区環境基本条例施行規則

平成 11 年 3 月 31 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江東区環境基本条例(平成 10 年 12 月江東区条例第 48 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(審議会の委員)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 14 名以内の委員をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 区民
- (4) 事業者

(平 20 規則 29・全改)

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会から付託された事項について調査研究するため、専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員会の委員長は、会長が指名する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の調査研究を補佐するため、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 21 規則 63・一部改正)

(部会)

第 8 条 委員会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会長及び部会の構成員は、委員長が指名する。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会を招集し、会務を総理する。

(平 21 規則 63・追加)

(幹事)

第 9 条 審議会に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。

(平 21 規則 63・旧第 8 条繰下)

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境清掃部環境対策課において処理する。

(平 21 規則 63・旧第 9 条繰下)

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

(平 21 規則 63・旧第 10 条繰下)

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 29 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 63 号)

この規則は、公布の日から施行する。

江東区環境基本計画改定委員会設置要綱

平成 14 年 12 月 10 日

14 江環環第 675 号

(設置)

第 1 条 江東区における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る江東区環境基本計画(以下「計画」という。)を改定するため、江東区環境基本計画改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画を改定すること。
- (2) その他計画改定に関する重要事項を検討すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の改定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、環境清掃部を担当する副区長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会の事務を総括する。
- 4 副委員長は、環境清掃部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第 7 条 委員会のもとに幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の指示する事項を検討するとともに、委員会の事務を補佐する。
- 3 幹事会は、別表 2 に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は環境清掃部長を副幹事長は環境清掃部環境対策課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、会の事務を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 8 条 幹事会における検討に必要な専門的事項の調査・検討のため、幹事会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事長が指名する職員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、幹事長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、会の事務を総括するとともに、調査・検討経過及び結果を幹事会に報告

する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境清掃部環境対策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月10日から適用する。

附 則

この規定は、平成15年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

環境清掃部を担当する副区長

政策経営部長

総務部長

地域振興部長

保健所長

環境清掃部長

都市整備部長

土木部長

会計管理室長

教育委員会事務局次長 計10名

別表2(第7条関係)

政策経営部 企画課長

財政課長

総務部 経理課長

営繕課長

防災課長

地域振興部 地域振興課長

経済課長

保健所 地域保健課長

生活衛生課長

環境清掃部 環境清掃部長

	環境対策課長
	清掃リサイクル課長
	環境学習情報館長
都市整備部	都市計画課長
	住宅課長
	まちづくり推進課長
土木部	管理課長
	道路課長
	水辺と緑の課長
	交通対策課長
会計管理室	会計管理室次長
教育委員会事務局	庶務課長
	指導室長
	計 23 名

江東区環境基本計画

平成22年3月 印刷物規格表第1類 印刷番号(21)112号

編集発行 江東区 環境清掃部 環境対策課(*)
江東区東陽4-11-28
電話(3647)9111(大代表)

印刷所 大新舎印刷株式会社
江東区潮見2-4-16
電話(3646)6456

*平成22年4月より「環境対策課」は「温暖化対策課」になります。

未来が変わる。日本が変える。

江東区役所はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。

